

# 手数料・使用料の見直しに 関する基本方針

平成26年5月

府 中 市

# 目 次

はじめに～基本方針の策定の経緯	1
1 基本的な考え方	1
(1) 受益者負担の原則	
(2) 共通算出方法の設定	
(3) 近隣市の料金の把握・反映	
2 手数料	2
(1) 手数料の基本的な考え方	
(2) 手数料徴収の根拠となる法令	
(3) 手数料について定める市条例	
(4) 基準手数料の算出方法	
(5) 料金設定の例外	
3 使用料	5
(1) 使用料の基本的な考え方	
(2) 使用料徴収の根拠となる法令	
(3) 使用料を設定している施設	
(4) 利用料金制度導入施設	
(5) 附属機関等からの意見聴取	
(6) 基準使用料の算出方法	
(7) 減免基準の見直し・無料施設の有料化	
(8) 市外料金の設定	
(9) 他市の取組との比較	
(10) 新規施設の料金設定	
4 手数料・使用料の見直しに当たっての共通事項	9
5 税制改正への対応	9
6 基本方針の改定	9

## はじめに～基本方針の策定の経緯

本市では、行財政改革を推進するため、府中市総合計画及び府中市行財政改革推進プランに受益者負担の適正化の取組を掲げています。

この取組として、本市が定めた「手数料・使用料の設定基準」に従って、前年度決算数値に基づき基準手数料・使用料を算出し、現行の手数料・使用料と一定水準の差が生じている場合は、見直しをすべきか検討してきましたが、平成12年度以降、手数料及び使用料の改定は見送られてきました。

一方で、現行の「手数料・使用料の設定基準」を設定した平成12年度と比べて、市の財政状況は厳しくなっており、これまでも事務処理の効率化等により費用削減に積極的に取り組んできましたが、市民サービスの提供や施設の維持管理に係る費用とそれを賄うべき手数料・使用料収入の差は依然として大きく、さらに、今後は施設の老朽化に伴う維持管理費用が増加し、その差が大きくなることが見込まれています。

この間、他市では受益者負担の適正化の観点から、料金設定基準を改めた上で手数料・使用料を見直しており、本市と他市の料金水準に差が生じています。

以上のことから、市民サービスの提供や施設の保全を適切に行っていくため、手数料・使用料の設定基準を改めるべく、ここで手数料・使用料の見直しに関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を新たに策定するものです。

### 1 基本的な考え方

手数料・使用料の見直しに当たっては、次の3点を基本的な考え方とします。

#### (1) 受益者負担の原則

手数料は、特定の人に提供するサービス（例えば住民票の写しの交付等）に対して、その費用の全部又は一部を利用者が負担する料金のことをいいます。

一方で、使用料は、市の施設（例えばプールや、文化センターの会議室等）の利用の対価として、利用者が負担する料金のことをいいます。

このように、サービス又は施設維持管理に係る費用は、利用者の手数料又は使用料により賄うことを前提としていますが、施設の運営・維持管理費用の平成24年度決算額に対する使用料収入の割合は約12%にとどまっています。

この費用と収入の差額は、利用する方・利用しない方にかかわらず市税等を財源にしており、サービス又は施設を利用する市民と、利用しない市民の公平性を考慮し、利用する「受益者」が費用を負担する「受益者負担の原則」に立ち、手数料・使用料の見直しを行います。

見直しに当たって、これまで、基準手数料・使用料が現行料金の2倍を超えた場合又は2分の1未満の場合に限り、見直しの検討対象としていましたが、今後は、基準手数料・使用料が利用者の負担すべき適正な料金であることから、現行料金と差が生じた場合には、見直しを行うこととします。

## (2) 共通算出方法の設定

手数料・使用料を新たに設定する場合及び見直しを行う場合においては、市民に分かりやすく、また、サービス・施設間において不平等が生じないように、共通の算出方法を設定する必要があります。

具体的には、市が特定の人に提供するサービスに係る費用を算出し、その費用を利用人数等で等分の負担となるように手数料・使用料を算出します。

この考え方は、現行の手数料・使用料の設定基準にも取り入れており、これまで同様に、この算出により得られた額を利用者が負担する額と捉え、これを基準手数料・基準使用料とします。

## (3) 近隣市の料金の把握・反映

現在では、市外の方が本市の行政サービスを受けられるようになってきており、具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により、市外の方が本市で住民票の写しの交付を受けられる制度になっており、居住地の手数料の額にかかわらず、市民と同額の手数料を支払えば、本市の行政サービスを市民と同様に市外の方が受けられます。

また、利用者にとって、より近く、また、サービス水準の高い、他市の体育施設等を利用することも可能であることから、近隣市とのバランスを欠くことがないよう、料金水準の均衡を図る必要があります。

そこで、手数料・使用料の設定や見直しに当たっては、基準手数料・使用料を算出するとともに、近隣市の状況も踏まえて料金を設定することとします。

# 2 手数料

## (1) 手数料の基本的な考え方

手数料については、これまでの考え方を大きく変更せず、従前の算出方法及び対象費用により基準手数料の算出を行います。

## (2) 手数料徴収の根拠となる法令

地方自治法第 227 条において、手数料徴収の根拠が定められており、条例において手数料を規定することとなっています。

(3) 手数料について定める市条例

手数料に係る市の条例は次に示す4つですが、このうち、基本方針においては、原則として、府中市手数料条例に規定する手数料のみを見直し対象とします。

なお、対象外の手数料についても基準手数料を算出しますが、基本方針とは別に見直しの検討を行うこととします。

ア 府中市手数料条例

住民基本台帳証明手数料、市税等証明手数料、都市計画証明手数料等

イ 府中市情報公開条例

公文書開示手数料等

ウ 府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

家庭廃棄物処理手数料、粗大ごみ処理手数料等

エ 府中市下水道条例

指定下水道工事店の登録手数料等

(4) 基準手数料の算出方法

ア 基準手数料

基準手数料は、計算に算入すべき費用の項目とその範囲を定め、費用の項目ごとに当該事務に係る1件当たりの費用を算出し、この合計額を利用者が全額を負担する考え方により算出するものとします。

イ 計算に算入すべき費用及び計算方法

(ア) 費用

次の費用を算出基礎として、基準手数料を算出します。

項目	範囲
人件費	サービスの提供に直接携わる職員の人件費
需用費	消耗品費、印刷製本費等
委託料	複写機等事務機器の保守点検委託料等
使用料及び賃借料	複写機・オンライン端末機の使用料等
その他費用	上記の4つに該当しない費用で、サービスの提供に必要な費用

(イ) 計算方法

各費用は、次の計算式により算出します。

項目	計算式
人件費	時間単価(※1)×サービスの提供に要する時間(※2)
需用費	$\frac{\text{前年度決算額} \times \text{使用割合(※3)}}{\text{年間処理件数(年間処理量)}}$
委託料	
使用料及び賃借料	
その他費用	

- (※1) 時間単価については、前年度決算に基づく平均給与（特別職を除く。）を用い、次の計算式により算出します。

$$\text{時間単価} = \frac{\text{前年度決算に基づく平均給与}}{\text{1週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{週}}$$

- (※2) サービスの提供に要する時間については、標準処理時間とし、できる限り平均的に当該処理に係る時間のみを算入します。

- (※3) 使用割合については、消耗品費や事務機器使用料等で、複数の事務に係る費用のうち、当該事務に直接要した部分の割合とし、処理時間数や処理件数等のあん分により算出します。

## (5) 料金設定の例外

基準手数料を見直しに当たっての原則としますが、手数料の料金設定に当たっては次の考え方を適用し、料金設定の例外として取り扱います。

### ア 法令等に基づく手数料の設定

市が徴収する全ての手数料は条例により定めていますが、一部の手数料で、国や都の法令等により料金が決められているもの又は全国の地方自治体で統一的な料金設定が望ましいとされているものがあります。

これらについては、原則として、市に手数料の額を独自に設定する裁量がなく、見直しの余地がないものとして取り扱うこととし、その法令等に定める標準的な額を料金として設定します。

### イ 減免の取扱い

手数料の減免（減額・免除）は、サービスの提供を受ける特定の人とそのサービスの趣旨に合致し、相当の妥当性が認められる場合に限り、条例や規則で明文化した上で行うことができます。

手数料条例第5条においては、その取扱いを定めており、基本方針においてもこの考え方を継続しますが、減免の取扱いは受益者負担の原則から、妥当性を欠くことがないよう、慎重に設定する必要があります。

#### 《府中市手数料条例 第5条》（抜粋）

- 1 次の各号に掲げるものについては、手数料を徴収しない。
  - (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの
  - (2) 戸籍に関し、無料で証明を行うことができる旨を規定する法令の規定により、証明の請求があったもの
  - (3) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったもの
  - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請があったもの
- 2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

### 3 使用料

(1) 使用料の基本的な考え方

基本方針においては、他市における使用料見直しの状況を踏まえ、従前の使用料の考え方から大きく2点の見直しを行います。

ア 利用者の負担割合の見直し

新たに利用者負担割合が100%となる区分を設けた上で、現在の各施設の区分の位置付けを見直します。

イ 減免基準の見直し・無料施設の有料化

登録団体の使用料を免除している施設や使用料を無料としている施設については、受益者負担の原則の観点から、減免基準の見直し及び施設の有料化を行います。

(2) 使用料徴収の根拠となる法令

地方自治法第225条において、使用料徴収の根拠が定められており、第228条に基づき各施設条例において使用料の額を規定することとなっています。

(3) 使用料を設定している施設

府中の森市民聖苑、自転車駐車場、文化センター、女性センター、陸上競技場、市民球場、第一・第二野球場、総合プール、市民プール、地域プール、美好水遊び広場、庭球場、サッカー場、グラウンド管理所、総合体育館、地域体育館、朝日体育館、美術館、ふれあい会館、保健センター、学校施設、八ヶ岳府中山荘及び教育センター

(4) 利用料金制度導入施設

市民保養所やちほ、府中駅南口市営駐車場、グリーンプラザ、市民会館、府中の森芸術劇場、郷土の森博物館及び生涯学習センター

公の施設のうち、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者が管理し、使用料等を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入している施設があります。

基本方針では、利用料金制度を導入している施設も見直しの対象とします。これらの施設の料金の設定は、指定管理者が申請し、市が承認するものであり、条例上では、その上限額の設定にとどまります。

このことから、利用料金制度を導入している施設の料金を見直すべき場合は、上限額を見直した上で、指定管理者との協議により指定管理料を見直す必要があります。

(5) 附属機関等からの意見聴取

当該施設の運営に係る附属機関等（審議会や協議会等）を設置している場合には、使用料の見直しについて意見を伺うこととします。

(6) 基準使用料の算出方法

従前の対象費用及び算出方法により基準使用料を算出しますが、利用者負担割合については新たな区分を設けます。

ア 算出基礎となる費用の範囲

次の維持管理費用を算出基礎として、基準使用料を算出します。

項目	範囲
人件費	施設管理に係る職員の人件費
光熱水費	電気料金、水道料金、燃料費等
保守管理費用	管理委託料、保守委託料、指定管理料等
諸費用	需用費、役務費、施設予約システム費、施設修繕費等

イ 基準使用料の算出方法

従前と同様の算出方法を用いて基準使用料を算出します。

$$\begin{aligned} \text{基準使用料} = & \frac{\text{①当該施設の維持管理費用}}{\text{②利用実績}} \times \text{③利用者負担割合} \\ & \times \text{④時間帯別負担係数} \times \text{⑤曜日別負担係数} \end{aligned}$$

① 当該施設の維持管理費用

- a 施設面積を使用料の算出基礎とする施設（会議室、ホール等）  
管理費用は、次のとおり算定します。

$$\text{維持管理費用} = \frac{\text{施設全体の年間維持管理費用}}{\text{施設全体の面積}} \times \text{当該施設面積等（共用部分含む）}$$

- b 利用人数・利用時間を使用料の算出基礎とする施設（プール、庭球場等）  
当該施設の年間維持管理費用を指します。

② 利用実績

利用実績は、年間利用実績単位数を用い、面積を基礎とする施設については実利用日数を、利用人数を基礎とする施設については実利用人数を、利用時間を基礎とする施設については実利用時間数を指します。

なお、利用率70%未満の施設については、利用者の負担が過大になることを避けるため、70%の利用があるものと補正して算出します。



### ③ 利用者負担割合

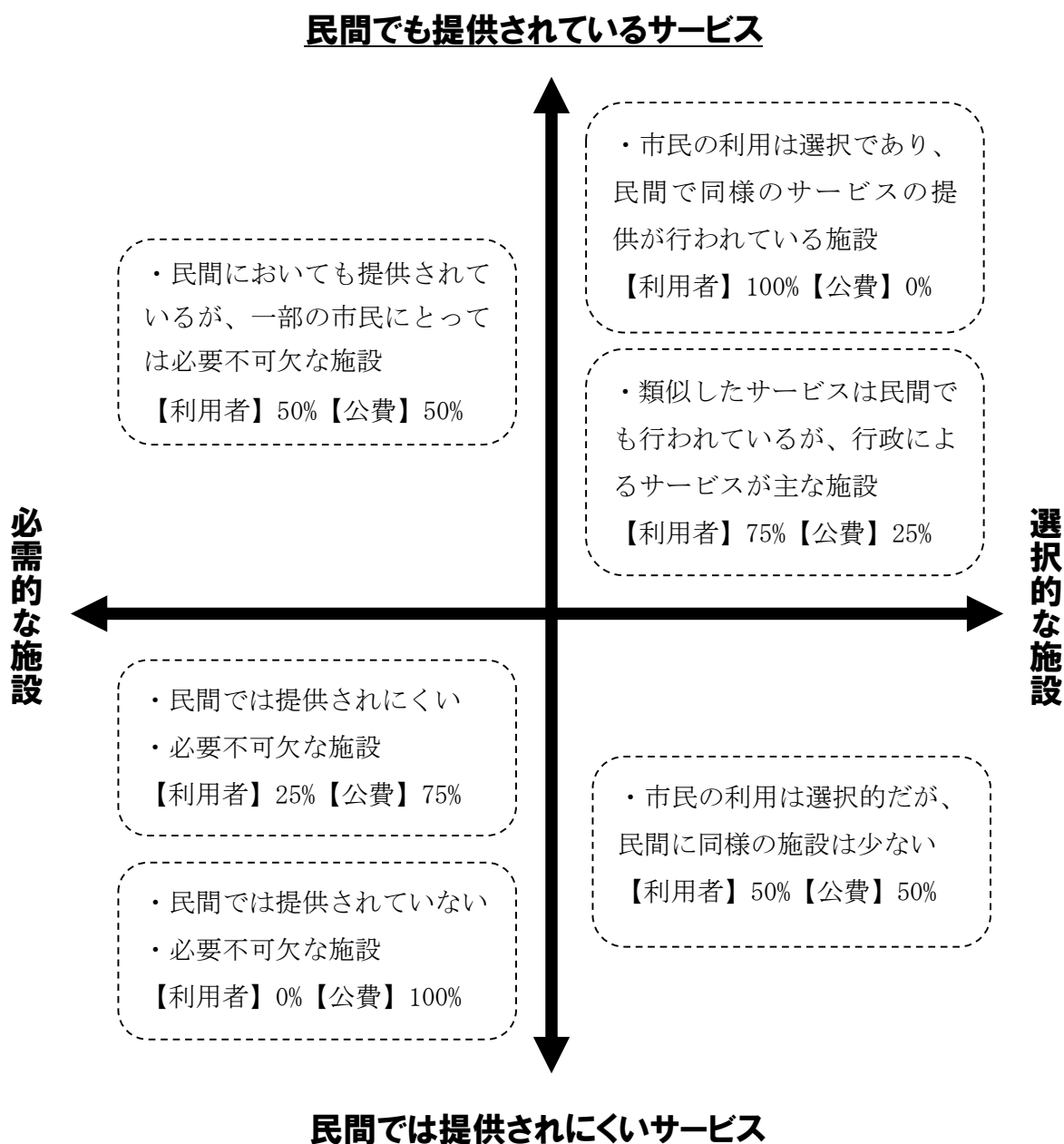
公の施設に掛かる費用については、利用者が負担するべきものです。しかし、公の施設は公益性があるため市が整備しているものであり、それぞれの施設の特性に応じて、施設ごとに利用者と市の負担割合を設定する必要があります。

このことから、施設サービスの性質や民間との競合の大小など、次の視点により6つのグループに分けることとしました。

◆市民にとって、必需的な施設か、選択的な施設か

◆民間でも提供されているサービスか、民間では提供されにくいサービスか

この結果得られる、各グループの負担割合を 100%・75%・50%・25%・0%に分類し、選択的又は民間でもサービスが提供されている施設の利用者負担割合は高く、必需的又は民間での提供が少ない施設は低く設定することとします。



#### ④ 時間帯別負担係数

時間帯によって使用料に差を設ける必要がある施設については、1日の基準使用料を午前に20%、午後35%、夜間に45%の割合で振り分けることで使用料を設定します。なお、全日使用する場合の使用料は1日の基準使用料の90%とします。

#### ⑤ 曜日別負担係数

平日、土曜日及び日曜日・祝日によって使用料に差を設ける必要がある施設については、比率を1：1、25：1、35とします。

なお、貸切の利用者が入場者から料金を徴収する場合は、施設ごとに必要に応じてこれとは異なる使用料を設定できるものとします。

### (7) 減免基準の見直し・無料施設の有料化

使用料を無料としている施設や、使用料の減免基準については、高齢者・障害者の社会参加の促進、青少年の活動支援など、市の政策的な理由により設定しています。

しかし、利用件数のうち大半で減免している施設については、使用料を設定している意義が失われ、また、使用料を無料としている施設については、施設の維持管理費用を受益者が負担していない状況にあります。一方で、他市においては、受益者負担の原則の観点から、無料施設の料金体系及び減免基準の見直しが行われています。

以上を踏まえ、基本方針では、各施設の特性にも配慮しつつ、次の考え方により減免基準の見直し及び無料施設の有料化を行います。

#### ア 減免基準の見直しに係る基本的な考え方

受益者負担の原則から、全ての施設・全ての利用者に対して応分の負担を求めることを基本とします。

このため、市の登録団体等に適用している減免基準を廃止することを前提としますが、市の政策的な理由により、減免が必要な場合もあることから、障害者基本法等の関連法令の規定も踏まえながら、真にやむを得ない場合に限り減免基準を適用することとした上で、新たな減免基準を設定することとします。

#### イ 無料施設の有料化に係る基本的な考え方

無料施設については、他市の状況や本市の同種施設の料金設定を踏まえて、利用者に一定の負担を求めるべきか改めて検討し、有料化する場合には適正な使用料の設定を行います。

### (8) 市外料金の設定

最近では、居住する自治体以外の公共施設の利用も広がっていますが、本来、納税義務を果たしている市民が市外利用者と同額で施設を利用するという考え方は、負担の公平性が保てません。

このことから、文化センターや体育施設等において既に設定しているように、原則として、市外利用者は市民の2倍の額で料金を設定した上で、市民が優先的に利用できるよう運営に努めることとします。

#### (9) 他市の取組との比較

近年、他市において使用料の見直しが進められています。その方針では、建物の減価償却費及び土地の賃借料を基準使用料の対象費用とすることや、算出方法に「1㎡・1時間当たり原価」という考え方を導入するなど、自治体によってその考え方は様々です。

また、時間帯や曜日ごとに料金を分けて設定するのではなく、同じ面積を同じ時間使用した場合は、全時間帯・全曜日で同一の料金を設定するという、本市の料金設定の考え方と異なる方法を導入している自治体もあります。

基本方針の策定に当たってはこれらについても検討してきましたが、他市の取組を全て取り入れることは利用者にとって急激な変化となることから、今回は、利用者負担割合の見直し、減免基準の見直し及び無料施設の有料化に取り組むこととします。

なお、算出方法や時間帯ごとの料金設定のあり方については、他市の状況を踏まえて、今後も引き続き検討していきます。

#### (10) 新規施設の料金設定

新規施設の料金設定については、他市での料金設定方法も踏まえながら、適正な料金設定を行います。

## 4 手数料・使用料の見直しに当たっての共通事項

手数料・使用料の値上げを行う場合は、利用者負担の急激な変化を緩和するため、改定上限率を設定します。

他市における同様のサービスとの均衡を図る場合を除き、手数料については現行料金の2倍、使用料については現行料金の1.5倍を上限とします。

なお、現在使用料を無料としている施設については、この改定上限率にかかわらず、適正な額を設定します。

## 5 税制改正への対応

消費税率の引上げ等、税制改正が行われた場合には、これを基準手数料・基準使用料に適正に転嫁します。

## 6 基本方針の改定

基本方針については、社会情勢の変化に柔軟に対応し、また、他市における手数料・使用料の見直しの取組を反映するため、原則として4年ごとに検証を行い、必要に応じて改定を行います。

なお、この改定に当たっては、市民に影響のない軽微なものを除き、基本方針の策定と同様、パブリックコメント手続などを通じて市民の意見を反映した上で行うこととします。